

事業所向けチャットボット等導入業務に関する公募型プロポーザル参加者募集要項

1 委託業務

事業所向けチャットボット等導入業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

令和6年度 1,428千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）^{※1}

なお、令和7年度も引き続き業務を継続する場合に要する経費についても、あわせて見積書を提出すること。^{※2 ※3}

※1 令和6年度に要する経費は、初期構築費用、システム利用料、導入支援料、ランニングコスト等の一切を含むものとする。

※2 見積書においては、令和6年度に要する費用と令和7年度以降に要する経費を区分すること。

※3 令和7年度以降の委託契約については、次年度予算に係る市会の議決を経たうえで、毎年本市及び受託者において協議し決定する。

4 応募資格

応募する事業者は、次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。ただし、同名簿への登録がない者にあつては、国及び地方公共団体の業務請負実績があり、その契約書等が提出でき、かつ、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者（※）であること。
- (2) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置（(1)のただし書に該当する者は、当該資格に関する停止措置）を受けていない者であること。
- (3) 過去にAIチャットボット及び入力フォームの導入実績があり、仕様書の要件を全て満たしていること。

※ 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4台1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (5) （略）
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

紙文書でイ、ウについては5部、その他については1部提出すること。

ア 参加申請書（別紙1）

イ 類似業務実績一覧（別紙2）

ウ 企画提案書

別紙「受託候補者選定基準」に基づき作成すること。

なお、企画提案書には、社名を入れないこと。

エ 積算根拠が分かる見積書

※ 見積書においては、令和6年度に要する費用と令和7年度以降に要する経費を区分すること。

オ 「4 応募資格(1)」のただし書に該当する者は、当該資格を有することを証する資料及び当該資格に関する停止措置を受けていないことを証する申立書

カ ISO/IEC27017、ISIMクラウドセキュリティ認証等の認証を受けている場合は、その写し

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの）

ク 暴力団排除条例誓約書（別紙3）

ケ 商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

コ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

シ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）又は水道料金及び下水道料金の納付証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

※ ただし、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している場合は、キ以下を省略できるものとする。

(2) 受付期間

ア 令和6年8月1日（木）午前9時から令和6年8月20日（火）午後5時までとする。ただし、持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更を一切受け付けない。

(3) 提出方法等

「11 問合せ先及び提出先」の担当まで持参又は郵送により提出すること。

(4) その他

ア 提案は、1参加者につき1件とする。

イ 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。

6 質問の受付

本選定に関する質問がある場合は、「11 問合せ先及び提出先」に直接持参、郵送又はメールにより提出すること。電話及び口頭による質問は、一切受付しない。

なお、メールにより質問を提出する場合は、件名を「事業所向けチャットボット等導入業務受託者選定に関する質問」とすることとし、質問の様式は任意とする。

また、受託候補者の選定方法に関する質問には応じない。

(1) 提出期限

令和6年8月8日（木）午後5時まで

(2) 回答

全ての質問及び回答については令和6年8月15日（木）までに京都市障害保健福祉推進室のホームページにおいて公開する。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000330670.html>

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定会議

本市の職員で構成する「事業所向けチャットボット等導入業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、受託候補者の選定を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

応募事業者から事前に提出された企画提案書の内容に関するプレゼンテーションの実施により選定を行う。ただし、企画提案書の内容が具体的で、かつ、プレゼンテーションの必要性が低いと本市が判断した場合は、プレゼンテーションの実施を省略できるものとする。

日時：令和6年8月26日（月） 午後1時～午後5時（詳細な時間は追って連絡）

場所：京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488番地市役所分庁舎4階

障害保健福祉推進室執務室内会議室（予定）

（詳細については参加者に別途連絡を行う）

※ 可能な限り、受託者が開発した他都市等における同等のチャットボット等を用いて実演されることが望ましい。

※ プレゼンテーションは、提案説明時間15分、質疑応答15分を予定。

(3) 評価方法

別表「受託候補者選定基準」に基づき、選定委員が採点を行い、その合計値を応募者の評価点とする。

(4) 受託候補者の選定

最低限の評価点を上回った者を対象として、プレゼンテーション後の選定会議において集計結果を確認し、最も評価点が高いものを受託候補者として選定する。

また、応募事業者が1者のみであっても、公募は成立することとする。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、選定対象外又は失格となった事業者を除く全応募事業者に通知する。

(6) 選定結果の公表

受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点（失格となった事業者を除く。）を本市ホームページにおいて公表する。

8 委託契約の締結

(1) 契約金額

提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が、前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

エ 本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合がある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

9 その他

(1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。

(4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

10 スケジュール（予定）

令和6年8月	1日（木）	募集開始
	8月 8日（木）	参加申請書・質問締切り
	8月15日（木）	質問回答
	8月20日（火）	企画提案書締切り
	8月26日（月）	プレゼンテーション実施
	8月29日（木）	結果通知
	9月上旬	契約締結・業務開始

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地分庁舎4階

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：桂田、永井）

TEL 075-222-4161 FAX 075-251-2940

E-mail syogai@city.kyoto.lg.jp